

伊勢市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者及び返礼品募集要項（令和7年4月1日～）

1 趣旨

市では、ふるさと納税制度による本市への寄附の促進、また、本市の魅力や特産品等の情報発信及び地元産業の振興を目的として、ふるさと納税制度によりご寄附をいただいた市外在住の方（個人）に、お礼として本市の特産品等をお送りしています。

そこで、お礼として送付する商品やサービス等を提供する「返礼品提供事業者」及び「返礼品」を募集します。

2 返礼品提供事業者の要件

以下の要件を全て満たすものであること。

- (1) 応募する返礼品を取扱う法人、団体又は個人事業主であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が伊勢市暴力団排除条例（平成23年伊勢市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (4) 生産・製造・販売等に関する法令等を遵守していること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中でないこと。
- (6) 市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7) 返礼品に関する管理、送付、及び問合せ、苦情対応等が誠実かつ適切に行えること。
- (8) 電子メール、又はFAXの送受信が可能な環境を有しており、伊勢市及びふるさと納税返礼品発送業務を受託した者（以下「発送受託事業者」という。）との連絡が電子メール、又はFAXで確実に実施できること。

3 募集する返礼品

次の要件を全て満たすものであること。なお、同一の返礼品提供事業者からの返礼品の採用は30品を上限とする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号に規定する総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）のいずれかに適合するものであること。
- (2) 市外に本市の魅力を伝えることができるものであること。
- (3) 安心安全なものであること。
- (4) 形状等を踏まえ、郵送等の発送に耐えうるとともに、返礼品1件あたりの国内送料が2,000円までであること。
- (5) 使用対象となる地域や期間を限定せずに使用できる金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）でないこと。
- (6) あらかじめ市に提示した期間や提供可能数において、品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。

- (7) 自ら生産・製造したもの以外の場合は、本市の返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。
- (8) 食料品については、食品表示法を遵守していること。
- (9) 食料品については、寄附者に返礼品が到着後、原則として1週間以上の消費・賞味期限が保証されていること。
- 鮮度が高く要求されるもの（生鮮食品等）についてはこの限りではないが、返礼品の発送希望日等を事前に確認・調整等を行うなどして、鮮度を保ったまま適切に寄附者に届く対応ができるものであること。
- (10) 宿泊施設・サービスの利用券等については、以下を満たすものであること。
- ・本市内で提供されるものに限る。
 - ・利用期限のあるものについては、発行日から6か月以上利用可能なものであること。ただし、日時をあらかじめ指定するものはこの限りではない。
- (11) 返礼品の価格（税込み）は、本体価格のほか荷造・箱・梱包代を含めた価格とし1,600円以上（※3,000円以上を推奨）、500,000円未満となるものであること。
- ※なお、返礼品の代金及び送料は、本市負担とする。
- (12) 発注から原則7日以内に発送の対応ができるものであること。左記の対応ができないものについては、市に申し出ること。

4 返礼品の取扱いについて

(1) 返礼品の対象とする寄附金額

返礼品の対象とする寄附金額は、総務省の基準（返礼品は寄附金額の3割以下、事務経費は寄附金額の5割以下）に基づき、当該返礼品に係る送料及びその他必要経費を加味したうえで、市が個別に決定します。

(2) 寄附者からの返礼品申込み後の流れについて

市では、複数のふるさと納税関連ポータルサイトにより寄附の受付を行い、発注、発送管理等を外部委託（別紙発送受託事業者参照）で行いますが、サイトにより流れが異なります。

【ふるさとチョイス、ふるなび、楽天ふるさと納税、ふるさとパレット等】

① 返礼品の発注

返礼品提供事業者への発注は、発送受託事業者からメール、又はFAXにて行います。

② 返礼品の発送

①の発注書が届いてから数日中に発送受託事業者にて手配した配送業者が返礼品提供事業者へ配送伝票をお届けします。発注書に記載されている内容をご準備いただき、配送伝票を貼り付け、集荷を依頼、または配送業者営業所へ持ち込んでください。

発注書に別途指示のあるものについては、その指示に従ってください。

③ 返礼品代金の支払い

原則、発送が完了した月の翌月に発送受託事業者から支払明細書を送付します。内容に間違いが無いか確認をしてください。発送が完了した翌月末までに返礼品代金をお支払いします。※振込手

数料は市が負担します。

【さとふる】

① 返礼品の発注

返礼品提供事業者への発注は、株式会社さとふるからメール、又はFAXにて行います。

② 返礼品の発送

①の発注書が届いてから原則7日後に株式会社さとふるにて手配した配送業者が返礼品提供事業者へ集荷に伺うので梱包済の返礼品を渡してください。

発注書別途指示のあるものについては、その指示に従ってください。

③ 返礼品代金の支払い

原則、発送が完了した翌月に発送受託事業者から支払明細書を送付します。返礼品提供事業者にて明細に間違いがないかを確認ください。発送が完了した翌月末までに返礼品代金をお支払いします。※振込手数料は返礼品提供事業者負担です。

5 募集・有効期間

(1) 返礼品提供事業者登録について

① 募集期間

年度を通して募集します。

② 有効期間

返礼品提供事業者登録決定日からその年度の属する末日まで有効とします。期間満了の約1ヶ月前に次年度の継続案内をしますので、継続を希望される場合は返礼品提供事業者登録申請書及び伊勢市ふるさと応援寄附金ポータルサイト意向確認書を提出してください。

(2) 返礼品の応募について

① 募集期間

年度を通して募集します。

② 有効期間

採用決定日からその年度の属する末日まで有効とします。ただし、(1)の継続の申請により、次年度においても返礼品提供事業者に登録された場合は、次年度の末日まで有効とし、以後も同様とします。

6 応募方法

以下の(1)の必要書類を(2)の提出先にご提出ください。

なお、ご提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめ写しを作成する等の対応をお願いします。

(1) 必要書類

① 返礼品提供事業者の登録申請

- ・伊勢市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者登録申請書
- ・伊勢市ふるさと応援寄附金ポータルサイト意向確認書

※さとふるへ掲載を希望される場合は、別途、株式会社さとふる様と契約が必要となります。意向確認書を確認後、必要な追加書類についてご案内します。

② 返礼品の応募

・伊勢市さとふる応援寄附金返礼品応募用紙

・返礼品の画像データ（jpeg形式 640×450ピクセル以上）

その外観や梱包の画像を基本とする。生産者の顔や収穫の様子など、返礼品の魅力が伝わるよう創意工夫に努めること。

※最大 8 枚まで提出可能です。

※提出された画像データは、さとふる納税ポータルサイト以外に、他の広報媒体でのプロモーションに使用場合があります。

(2) 申請書提出先

書類：伊勢市 企画調整課（〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号）

データ：c-isekifu@city.ise.mie.jp

7 採用決定

(1) 市は、応募書類を基に、返礼品提供事業者及び返礼品として適しているかを審査し、返礼品提供事業者登録及び返礼品の採用の可否を決定します。

なお、返礼品採用の可否は国の審査を受けた後、市で採用を決定します。国の審査には数か月要する場合があります。

(2) 審査の結果は、申請者に通知します。

8 その他留意事項

(1) 寄附者が希望する返礼品を選択するため、年間を通じて発注が無い場合があります。

(2) 返礼品として採用するにあたり、内容の調整等をお願いする場合があります。

(3) 返礼品提供事業者について、代表者の変更、事業者の所在地、名称等および返礼品に変更があったときは、速やかに市に届出てください。

(4) 採用された返礼品を変更、休止、または廃止する場合は、速やかに市に届出てください。

(5) 返礼品を通じて寄附者からの評価を高めるよう努め、寄附者からの評価を下げることをしないよう、返礼品の品質等について留意してください。

(6) 寄附者から返礼品の品質等に関する苦情等があった場合は、市に内容を報告するとともに、事業者において誠実に対応し、解決に努めてください。

寄附者からの返礼品の品質等に対するクレームによる返礼品の回収、代替品による補償・交換、及び再配送等の費用は返礼品提供事業者の負担とします。（配送業者の瑕疵による場合を除く。）

(7) 事業者及び返礼品が本要項に定める要件・基準に適合しなくなったと認められる場合、市は返礼品の採用を取り消します。

(8) 応募内容に虚偽があった場合、又は市に損害を及ぼす行為があった場合、採用を取り消します。

- (9) 事業者がこの事業による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護取扱特記事項及び関係法令等を遵守していただきます。寄附者の個人情報は、返礼品の発送以外の目的に使用することはできません。
- (10) 採用した返礼品の情報は、ふるさと納税ポータルサイトに掲載します。また、市がPRのため作成するリーフレットや、マスメディア等への提供情報については、任意に返礼品を選定する場合があります。

9 お問い合わせ先

伊勢市役所情報戦略局企画調整課

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号

電話 0596-21-5510

メールアドレス c-isekifu@city.ise.mie.jp

10 要項の取扱いについて

本要項は令和7年4月1日から適用されるものとします。

(別紙)

●発送受託事業者（令和7年4月1日現在）

【ふるさとチョイス、ふるなび、楽天ふるさと納税、ふるさとパレット等からの寄附に係る発注・発送について】

公益社団法人伊勢市観光協会

電話 0596-28-3705

【さとふるからの寄附に係る発注・発送について】

株式会社さとふる

電話 03-6895-1883（さとふるサポートセンター）

(別表)

（参考）地場産品基準

- 一 伊勢市の区域内において生産されたものであること。
- 二 伊勢市の区域内において原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 伊勢市の区域内において製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、三重県内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
 - イ（熟成肉）三重県の区域内において生産された食肉を原材料として、伊勢市内において熟成したもの。
 - イ（精米）三重県内において生産された玄米を原材料として、伊勢市内において精白したもの。
 - ロ（企画立案）伊勢市において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行われており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が伊勢市の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
- 四 伊勢市の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 伊勢市の広報の目的で生産された伊勢市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から伊勢市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する品等と当該品等との間に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 七 伊勢市の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が伊勢市に相当程度関連性のあるものであること。
 - 七の二（宿泊）伊勢市内に所在する宿泊施設であって、三重県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、三重県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

七の三イ（五万円以下の宿泊） 伊勢市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの。

七の三口（特定非常災害時の宿泊） 伊勢市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項に規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの。

七の四（電気） 伊勢市の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

- 1 受注者は、この契約による業務を処理するにあたって、個人情報の保護に関する法律を遵守し、情報資産保護の重要性を認識するとともに、発注者及び個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(定義)

- 2 本書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。
 - (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。

(個人情報等の取扱いの委託)

- 3 発注者は、受注者による本委託業務の遂行上必要な最小限度において、個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いを受注者に委託するものとする。
- 4 発注者は、特定個人情報の取扱いを受注者に委託する場合は、原則として、当該情報が特定個人情報である旨を書面にて受注者に示さなければならない。また、発注者は、発注者が受注者に取扱いを委託した情報が、特定個人情報に該当するかどうか受注者において不明であり、受注者が発注者に照会したときは、速やかに回答しなければならない。
- 5 個人情報等の授受担当者、授受媒体、授受方法、授受記録等の方法等は、個人情報等の安全管理の観点から、別途発注者及び受注者が協議の上、定めることとする。

(個人情報等の秘密保持)

- 6 受注者は、本委託業務の遂行にあたり発注者から取扱いを委託された個人情報等を、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、本委託業務遂行以外の目的で、加工、利用、複写又は複製してはならないものとし、また、第 20 項に定める再委託先が本委託業務の遂行上必要な最小限度において、個人情報等を取り扱う場合を除き、他に開示し又は漏えいしてはならないものとする。
- 7 受注者は、自己の役員及び従業員（直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けて本委託業務に従事する者をいう。以下「従業員等」という。）に対し、個人情報等に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その利用目的以外の目的のための利用を禁止するものとする。
- 8 発注者が個人情報等の取扱いを受注者に委託する場合において、受注者は、従業員等が退職する場合、当該従業員等に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報等の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(個人情報等の主体たる本人に対する責任等)

- 9 発注者は、個人情報等の取扱いを受注者に委託する場合は、個人情報等が、法を遵守して適正に取得されたものであることを保証するとともに、受注者に個人情報等の取扱いを委託することについて個人情報等の主体たる本人に対して責任を負う。
- 10 受注者は、本人から個人情報等の開示、訂正、追加又は削除等の請求を受けた場合、あるいは行政機関、司法機関等、本人以外の第三者から個人情報等の提供を要請された場合、すみやかに発注者に通知するものとする。この場合、受注者は、本人又は本人以外の者の請求又は要請に直接応じる義務を負わず、発注者が自己の費用と責任をもって対応するものとする。

(個人情報等の持ち出し禁止)

- 11 受注者の従業員等は、個人情報等を受注者の事業所内の管理区域または取扱区域外へ持ち出してはいけない。

(情報の漏えい防止及び事故防止に関する事項)

- 12 受注者は、この契約の履行により知り得た情報を、一切第三者に漏らしてはならないものとし、契約期間終了後又は、従事者の職を退いた後も同様とする。
- 13 受注者は、情報セキュリティ事故を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。また、発注者が個人情報等の取扱いを受注者に委託する場合において、受注者は、本委託業務の遂行にあたり、個人情報等の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。
- 14 発注者及び受注者は、前項に定める安全管理措置に関し、発注者がその具体的内容を特に指定しようとする場合、本委託業務の内容、規模及び対価を考慮し、協議を行うものとする。
- 15 発注者が個人情報等の取扱いを受注者に委託する場合において、第 13 項に定める安全管理措置を徹底するため、発注者及び受注者は、本委託業務の遂行にあたり個人情報等の取扱いに関する管理責任者を定めるものとする。
- 16 発注者が個人情報等の取扱いを受注者に委託する場合において、受注者は、本委託業務の遂行上、実際に個人情報等を取扱う従業員等の範囲を限定するものとし、当該従業員等に対して必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

(法の守秘義務規定及び個人情報保護義務規定に関する事項)

- 17 受注者は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を遵守し、これらの規定に基づく守秘義務及び個人情報等の適正な維持管理を行う義務を負う。

(適正処理に関する事項)

- 18 受注者は、本委託業務にかかる全ての情報について、本委託業務を遂行するために必要な範囲においてのみ、適法かつ公正な手段により使用若しくは利用することができ、それ以外の目的及び用途で使用若しくは利用してはならない。

(再委託の禁止又は制限に関する事項)

- 19 受注者は、本契約にかかる委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承認を得たときはこの限りではない。
- 20 受注者は、本委託業務の遂行上、個人情報等の取扱いの全部又は一部を第三者（子会社を含む。以下「再委託先」という。）に再委託する場合には、再委託先、再委託の内容、そこに含まれる情報、個人情報等の管理を含めた再委託先に対する管理方法等を文書で提出し、発注者の事前の書面による承認を得るものとする。さらに2次、3次等再再委託をする場合にも発注者の承認を得るものとする。また、受注者の責任において、再委託先に対して、本書で定められている受注者の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(情報の複写及び複製の禁止に関する事項)

- 21 受注者は、本委託業務にかかる全ての情報を複写又は複製してはならない。ただし、仕様書に複写又は複製にかかる定めがある場合及び本委託業務を遂行するため受注者と発注者との協議により発注者の承認を得たときはこの限りではない。

(委託先での情報の保護対策に関する事項)

- 22 受注者は、本委託業務にかかる情報を保護するため、受注者の所有する施設設備の管理体制に必要な措置を講ずるものとする。
- 23 受注者は、善良な管理者の注意をもって次の各号に定めるものの維持管理にあたらなければならない。
- (1) 磁気テープその他の媒体に記録されている情報
 - (2) 情報が記録されている帳票
 - (3) 電子計算機処理に関するドキュメント及びプログラム
 - (4) その他仕様書で指定するもの
- 24 発注者は、受注者に対して、必要に応じて、前項各号にかかる管理運営規定の提出を求めるとともに、その改善を求めることができる。

(監査)

- 25 発注者は、個人情報等の取扱いを受注者に委託する場合は、受注者における安全管理措置の実施状況を確認するために必要な限度において、受注者に対する書面による事前の通知により、報告、資料の提出又は監査の受入れを求めることができる。この場合、受注者は、事業の運営に支障が生ずるときその他の正当な理由がある場合を除き、発注者の求めに応じるものとする。
- 26 前項の報告、資料の提出又は監査にあたり、受注者は、発注者に対して、受注者の営業秘密（不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第6項に定める営業秘密をいう。）に関する秘密保持義務等について定めた秘密保持契約の締結を求めることができるものとする。
- 27 発注者は、第25項による監査のために受注者の事業所又はコンピュータセンター等への入館が必要となる場合、受注者所定の事務処理及び入退館等に関する規則に従うものとする。
- 28 受注者は、第25項による発注者の監査が通常範囲を超えると判断するとき、発注者及び受注者が協議の上、監査の受入れのために受注者が要した費用を発注者に請求することができるもの

とする。

(改善の指示)

- 29 発注者は、第 25 項による報告、資料の提出又は監査の結果、受注者において個人情報等の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明したうえで、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。
- 30 受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。
- 31 第 29 項により発注者の要請する安全管理措置の改善が第 13 項に定める安全管理措置の範囲を超え、かつ本委託業務の内容、規模及び対価に鑑み不相応な費用を要するものであるときは、当該改善に係る費用は、発注者が負担するものとする。

(知的財産権の保護対策に関する事項)

- 32 本委託業務に関する全ての情報は、本委託業務の処理のために発注者が提供した発注者の情報であって、受注者は、その内容を侵す一切の行為をしないことを発注者に保証する。
- 33 発注者及び受注者は、本委託業務にかかる全ての情報は、全て発注者の所有物であることを確認する。
- 34 受注者は、本委託業務を遂行するにあたり、第三者の発明、考案、商標その他の名称を使用することによって、第三者の権利を侵害してはならない。
- 35 前項の場合において、第三者から発注者に対して特許権、実用新案権、商標権その他の権利侵害を理由に、費用の請求があった場合には、発注者及び受注者が協議のうえ解決を図るものとする。
- 36 前項の場合において、発注者が直接又は間接に損害を負い、かつこれに対して受注者の故意又は過失があったときには、受注者は発注者に対してその損害を賠償する義務を負う。

(事故発生時の対応)

- 37 受注者は、本業務委託に関して事故が生じたとき、又は、生じるおそれのあることを知ったときは、口頭又は電話をもって直ちに発注者に通知するとともに、その状況を遅滞なく、書面をもって発注者に報告しなければならない。
- 38 前項の場合において、個人情報等の漏えい等の事故が発生したと認識し、又は発生したおそれがあると判断したときは、発注者及び受注者は、事故の拡大又は再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。
- 39 前項の場合において、発注者及び受注者が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、事故によって個人情報等の本人が被る権利利益の侵害の状況、事故の内容及び規模等に鑑み、発注者及び受注者が協議の上定めるものとする。

(契約終了時等における情報資産の返却等に関する事項)

- 40 受注者は、発注者の求めがあるとき、本契約にかかる義務の履行を完了したとき、又は本契約が解除されたときは、速やかに本委託業務の履行に用いた全ての情報資産（複写又は複製したものを含む。）を、発注者に返却し、記録媒体から消去し、若しくはその記録媒体を廃棄しなければならない。

ない。

- 41 受注者は、前項の場合において、記録媒体を破棄する場合には、あらかじめ発注者の承認を受けるものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意を持って処分しなければならない。

(違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項)

- 42 受注者が、本契約に違反して本委託業務にかかる情報を外部に漏えいし、又は不当に利用若しくは使用した場合には、発注者は、本契約を解除し、受注者に対して損害賠償を請求する権利を有する。
- 43 受注者は、自己の責に帰すべき事由により、本契約に違反して本委託業務にかかる個人情報等の漏えい等の事故が発生し、発注者に損害が生じた場合、本契約に従ってこれを賠償する責任を負うものとする。

(免責)

- 44 受注者は、第 13 項に定める安全管理措置を誠実に実施したこと、また、それにもかかわらず個人情報等の漏えい等の事故の発生を回避できなかったことを証明できる場合、その範囲内において、前項に定める損害賠償の責任を免れるものとする。